

指定管理者制度の必携書!

指定管理者制度の すべて

制度詳解と
実務の手引

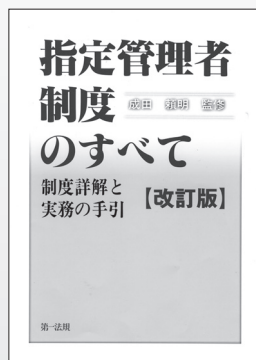
改訂版

成田頼明【監修】

A5判・360頁・定価 本体2,800円+税

本書の特色

- 指定管理者制度の立案者による唯一の解説書
- 制度運用における新しい課題に対応する解説とQ&Aを追加収録
- 最新通知、新判例、条例など、参考資料も充実



地方自治体から寄せられた、最新の疑問に答えるQ&A

- 利用料金制は、どのくらいの施設において採用されている?
- 指定管理者との協議により定める協定書等に賠償履行を確保するための具体的な要件を設けることは可能?
- 指定管理者の評価を実施する場合に、必ず第三者機関を設置しなければならない?

本書の内容

解説編	第1章 「公の施設」に関する法制度の移り変わり	法令・通知編	第5章 指定管理者制度にかかる法令
	第2章 指定管理者制度		第6章 指定管理者制度にかかる通知等
	第3章 指定管理者制度の運用	← 新設! NEW	
Q&A編	第4章 自治体から寄せられた質問と回答	← 新設! NEW	
	1 改正の経緯、概要、制度全般について	判例編	第7章 指定管理者制度にかかる判例
	2 公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査関係		
	3 指定管理者制度に関する基本的事項	条例編	第8章 指定管理者制度にかかる条例
	4 指定管理者制度の運用		
	5 行政改革と指定管理者制度		



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第二期指定に向けて、期待される指定管理者制度の適切な運用

各地方公共団体においては、今後の指定管理者の再指定または新規参入法人等の指定にあたっては、制度導入後数年の運用経験はもちろんのこと、他の地方公共団体の成功例・失敗例、地元経済界や関係団体の意見、住民の反応等を十分に取り入れて、従来の仕組みをいま一度見直したり、自主的な制度自体の再構築にむけて努力することが期待されることである。

このような状況の下で、今回、地方公共団体や新たに指定管理者になろうとする法人等には、より多くの新たなQが生じ、これに対するより詳しいAが求められているのかもしれない。

今回の改訂版は、新たなQ&Aを新設したほか、最新の総務省の指定管理者制度に関する通知、新判例等を参考資料として追加するという方針の下で刊行することとした。指定管理者制度の運用は、制度細目の設計をも含めて、地方公共団体の「自治事務中の自治事務」ともいうべきものであり、国が行政的に深く関与すべきものではないので、各地方公共団体にあっては、地域の実情、住民のニーズと意向、財政状況等を十分に勘案して、引き続き知恵を出し合って自主的な努力を積み重ねられることを期待しておきたい。

「改訂版への序文」より抜粋

第3章 指定管理者制度の運用

3 指定管理者制度の運用上の留意事項

今後、各地方公共団体においては、主として第二期の指定にむけた取組みが進められていくと見込まれるが、これまでの指定管理者制度の運用については、指定管理者側の対応や指定をした地方公共団体の監督のあり方など様々な課題も指摘されているところである。こうした中において、指定管理者の指定の見直しを行うにあたっては、施設の管理のあり方についての検証及び見直しを行い、より効果的、効率的な運営に努めることが重要である。また、特に、指定管理者の選定の手続については、住民の負託を受けて管理するという公の施設の性格にかんがみ、公正かつ十分な透明性が確保されていることが重要であると考えられる。

この点、総務省は、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月7日付け総務省自治行政局長通知）、「指定管理者制度の運用について」（平成19年1月31日付け総務省自治行政局長通知）、「平成20年度地方財政の運営について」（平成20年6月6日付け総務事務次官通知）の中で、指定管理者制度の運用について留意事項を示している。以下、主な留意事項の項目ごとに問題点を踏まえて解説することとする。

(1) 指定管理者の選定過程に関する留意事項

公の施設は、住民の負託を受けて地方公共団体がこれを設置しているため、公の施設の管理業務を指定管理者に行わせようとする場合には、住民等の理解を十分に得ることが重要である。また、指定管理者の選定過程については、評価項目・配点が明確であることの選定委員会のあり方についての

4 指定管理者制度の運用



81 指定管理者との協議により定める協定書等に賠償履行を確保するための具体的な要件を設けることは可能ですか。



地方公共団体としては、指定管理者を公募する段階で、適切なリスク分担を図る観点から、指定管理者の賠償履行能力に関する事項について十分に考慮することが重要です。

また、指定管理者の指定においては、公の施設の管理・運営の細目の事項について、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であるとされていますから、協定書等により賠償履行を確保するための具体的な要件を設けることも可能であると考えられます。



82 指定管理者により実施される自主事業の経費を委託料に含めて支出することは可能ですか。



指定管理者に支出する委託料の額等については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であるとされています。

設問の「自主事業」についての詳細は定かではありませんが、公の施設の

ホームページからのお申し込みは
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!